

違反者講習実施要領の制定について（例規）

（最終改正：令和 7 年 3 月 21 日 運免第 19 号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

違反者講習の実施に関する規則（平成 10 年和歌山県公安委員会規則第 7 号。以下「規則」という。）第 5 条の規定により、違反者講習の実施要領を別記のとおり定め、平成 23 年 4 月 1 日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

別記

違反者講習実施要領

第 1 趣旨

この要領は、規則第 5 条の規定により、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 108 条の 2 第 1 項第 13 号に掲げる講習（以下「違反者講習」という。）が適正に行われることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

第 2 講習用教材

規則第 3 条に定める違反者講習の委託を受けて行う者（以下「委託講習実施者」という。）は、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 38 条第 13 項第 2 号に定める講習用教材を次のように整備すること。

1 教本及び視聴覚教材等

委託講習実施者は、別紙の内容についてまとめられた教本及び本県の交通実態に関する内容の資料並びに危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材等を必要数整備すること。

また、筆記による検査のために「科警研編運転適性検査 82-3」又はこれと同等以上の運転適性検査用紙を必要数整備すること。

2 自動車等

自動車及び一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転について必要な適性に関する調査で、コース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査に基づく指導（以下「実車による指導」という。）が適正かつ効果的に実施できるよう、所要の自動車等を必要数整備すること。

大型自動車、中型自動車及び準中型自動車については、補助ブレーキ等の装置を装備したもの、普通自動車については、マニュアル式及びオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備したものとする。

また、大型自動二輪車及び普通自動二輪車については、マニュアル式及びオートマチック式のもの、一般原動機付自転車については、原則としてスクータータイプのものとする。

3 運転シミュレーター

運転シミュレーターは、型式認定を受けたもの等の適正なものを整備し、自動車等の運転に必要な適性に関する調査で運転シミュレーターの操作により行う検査に基づ

く指導（以下「運転シミュレーター操作による指導」という。）の実効が期されるよう、四輪車用、二輪車用及び一般原動機付自転車用の運転シミュレーターを必要数整備すること。

なお、降雪等の悪天候により、実車による指導が困難な場合においては、代替の措置が取れるようその整備に努めること。

4 運転適性検査器材

運転適性検査に用いる器材のうち、運転において必要な視覚を通じた刺激に対する反応の速度及び正確性を検査する器材を用いた検査に基づく指導（以下「器材使用による指導」という。）が実施できるよう、検査を受ける者が自動車等の運転姿勢を保った状態で、視覚刺激表示装置の画面上に表示された視覚刺激に対し、手足によりハンドル、ペダル等を動かす動作を行うことにより、当該刺激に対する反応の時間及び正確性を検査し、これらのデータを記録するほか、検査を受ける者の精神緊張の状態、注意配分能力、集中能力等に関する分析を行うもの又は高齢者講習用運転操作検査器を使用するものとする。

第3 講習場所

委託講習実施者は、違反者講習を実施する場合には、運転者の資質の向上に資する活動（以下「社会参加活動」という。）の体験をさせる場所を除き、所要の受講者を収容することができ、かつ、必要な教材を整えた教室、コース等必要な施設を確保して行うこと。

第4 学級の編成等

1 学級編成の基本

社会参加活動を含む講習及び社会参加活動を含まない講習の1学級は、原則として9人編成とし、運転適性指導については、1グループ3人以内とすること。

2 講習指導員の配置

1学級につき講習指導員1人を配置し、運転適性指導の場合には、1グループにつき講習指導員1人を配置する。

なお、講習指導員が2人以上となる場合は、中心となる講習指導員を指定し、この者の指示により効果的な講習を行うこと。

3 学級編成の細分化

受講者の態様に応じた適切な講習を実施するため、免許種別や違反態様に応じ、原則として四輪車又は二輪車の学級編成を行い、それぞれの学級に適した内容の講習を実施すること。なお、受講人員が少ないため、これらの区分による学級編成が困難であるときは、講習事項の一部について、合同で行うことができるものとする。

第5 講習指導案の策定

委託講習実施者は、違反者講習の実施に際し、あらかじめ、別表第1「違反者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目（四輪車運転者用・二輪車運転者用）」に準拠し、本県の交通実態に即して重点を選定するなど、実質的効果の上がるような内容の講習指導案を作成して実施すること。

第6 講習項目等

1 社会参加活動の体験

社会参加活動は、地域の実情に応じ、おおむね、次に掲げる活動の中から選定して行うものとする。

なお、これら以外にも、地域の実情に応じて多様な活動ができるよう配意すること。

- (1) 歩行者の安全通行のための通行の補助、誘導等
- (2) 交通安全の呼びかけ、交通安全チラシを配布するなどの広報啓発
- (3) 交通安全チラシ、ポスター等の作成
- (4) カーブミラーの清掃等の道路上の環境整備
- (5) 放置自転車の整理、撤去の補助
- (6) スクールゾーンにおける誘導、危険箇所の点検等
- (7) 幼稚園、学校等における交通安全教育の補助

2 運転適性指導の実施

(1) 筆記による検査に基づく指導

筆記による検査は、前記第2の1に掲げる運転適性検査用紙を使用し、受講者全員について実施し、診断票により検査の結果に基づいて安全運転の心構えを指導すること。

(2) 器材使用による指導

器材使用による指導は、必要と認める者について実施し、診断票により検査の結果に基づいて安全運転の心構えを指導すること。

(3) 実車による指導

ア 指導の場所

実車による指導は、別表第2「実車による指導の講習路設定の基準と診断の着眼点（四輪車運転者用・二輪車運転者用）」に基づいて行うこと。

イ 使用車両

受講者が保有する免許の種類に対応する自動車又は一般原動機付自転車を使用すること。ただし、対応する自動車がない場合には、次の措置を採ることができる。

- (ア) 大型免許を保有する者は、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。
- (イ) 中型免許を保有する者は、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。
- (ウ) 準中型免許を保有する者は、普通自動車を使用すること。
- (エ) 大型自動二輪免許を保有する者は、普通自動二輪車を使用すること。

なお、身体障害者が自己保有の改造車両の持込みを希望した場合は、これを認めることとするが、手数料上の特例が設けられていないことをあらかじめ了知させること。

ウ 運転行動の診断と指導

実車による指導においては、検査結果に基づき別表第3「運転技能診断票（四輪車運転者用・二輪車運転者用）」を作成し、これにより行うこと。

(4) 運転シミュレーター操作による指導

実車による指導のみでは指導が困難な交通事故、その他危険場面等について、運転シミュレーターの操作により疑似体験させ、受講者の運転行動の危険性を診断し

て指導を行うこと。なお、運転シミュレーター操作による指導は必要と認める者に対して行うこと。

使用する運転シミュレーターは、保有する運転免許に応じ、四輪車用、二輪車用、一般原動機付自転車用とする。

第7 講習日時の策定

講習日時等は、交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）が策定する。この場合、受講者の利便を考慮しながら、本県の実情を踏まえ、講習の効率性をも勘案して策定すること。

第8 受講申出の受理

受講対象者から受講の申込みを受けた場合は、次により措置するものとする。

- 1 運転免許課長は、受講対象者から社会参加活動又は実車による指導の受講申込みを受けた場合は、委託講習実施者にその旨を連絡すること。
- 2 委託講習実施者は、講習を開始する前に次に掲げる確認を行った上で、違反者講習（社会参加活動・実車による指導）受講申込書（別記様式第1号）に必要事項を記載させて受理すること。
 - (1) 規則第9条第1項の規定による受講者であることの確認
 - (2) 講習手数料及び通知手数料の持参の有無の確認
 - (3) 運転免許証又は免許情報記録個人番号カードが有効期限内であることの確認

第9 講習終了証明書の交付等

委託講習実施者は、社会参加活動又は実車による指導を終了した受講者に対して違反者講習（社会参加活動・実車による指導）終了証明書（別記様式第2号）を交付すること。

なお、交付に際しては、当該証明書を社会参加活動又は実車による指導を終了した受講者に行う講習（以下「座学」という。）の講習時に持参すべき旨を教示すること。

第10 座学講習の受付

委託講習実施者は、座学の受付時に、違反者講習終了証明書により受講者が社会参加活動又は実車による指導を受講していることを確認した上で、違反者講習（座学）受講申込書（別記様式第3号）に必要事項を記載させ、講習手数料及び当該講習に係る通知手数料を徴収すること。

第11 結果報告

委託講習実施者は、講習の実施結果について、次により運転免許課長を経由して公安委員会に報告しなければならない。

- 1 社会参加活動及び実車による指導については、違反者講習（社会参加活動・実車による指導）結果報告書（別記様式第4号）により講習が終了したその日のうちに報告すること。
- 2 座学については、違反者講習受講手数料等報告書（別記様式第5号）に違反者講習（座学）受講申込書を添付の上、講習が終了した日のうちに報告すること。
- 3 社会参加活動及び座学の当月分の実施結果については、違反者講習実施結果報告書（別記様式第6号）により翌月5日までに報告すること。

第12 事故防止等

委託講習実施者は、講習中の各種事故防止に万全を期すため、講習指導員に特段の配慮をさせるとともに、特に二輪車の実車による指導に際しては、ヘルメット、プロテクタ、手袋等を確実に着用させること。

また、二輪車による講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。なお、講習中の事故に対する損害賠償等の対応に備え、保険契約等を締結しておくこと。

第13 文書の保存

委託講習実施者は、講習に関する次の文書を保存しておくものとする。

文 書 名	保存期間
違反者講習（社会参加活動・実車による指導）受講申込書 （別記様式第1号）	5年
違反者講習（座学）受講申込書（副本） （別記様式第3号）	5年
違反者講習（社会参加活動・実車による指導）結果報告書（副本）（別 記様式第4号）	5年
違反者講習受講手数料等報告書（副本） （別記様式第5号）	5年
違反者講習実施結果報告書（副本） （別記様式第6号）	5年

備考 保存期間の起算日は、これらの文書を作成した日の属する年度の末日の翌日とする。

別紙

1 最近における道路交通法令の改正の概要

最近5年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。

2 運転者の社会的責任

運転者として守るべき基本的な心構えや、交通事故や交通違反を起こした運転者の刑事上、行政上、民事上の責任について図表等を用いて解説すること。その際、刑事裁判例や民事裁判例、保険制度について、図表等を用いて解説すること。

3 危険予測

(1) 危険予測の心構え

車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置が採れるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

(2) 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを元に、人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が、次にどのような行動をするかを、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

(3) 死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

4 安全運転の基礎知識（運転の特性）

(1) 性格と運転

性格特徴が運転に与える影響について解説すること。

(2) 各年代毎の運転者の一般的特性

各年代毎の運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が配慮すべき点も含めて解説すること。その際、運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

(3) 視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力（①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応と惑）について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

(4) 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。

(5) 飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取り組み等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

5 安全運転の方法

(1) 運転を始める前に

日常点検項目及び点検要領、運転免許種別に応じた運転できる自動車の種類、正しい運転姿勢、シートベルトやチャイルドシートの正しい着用・使用義務と効果、使用方法等について、イラスト等を用いて解説すること。

(2) 歩行者・自転車の保護

歩行者・自転車利用者の行動特性、歩行者・自転車を保護するための運転方法について解説すること。

(3) 高速道路の通行

高速走行の危険性、高速道路における安全な通行方法について、イラスト等を用いて解説すること。

(4) 駐車・停車、自動車の保管場所

駐車・停車が禁止されている場所、駐車・停車の方法、自動車の保管場所の確保について、イラスト等を用いて解説すること。

(5) 二輪車の特徴

二輪車の特性及び二輪車事故の特徴について、イラスト等を用いて解説すること。
その際、二輪車事故を防止するため、二輪車側及び四輪車側で注意すべき事項についても言及すること。

6 事故時の対応と応急救護処置

一般財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針（市民用）」に基づいた応急救護処置及び一時救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。その際、事故時の対応についても言及すること。

7 各種制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度、講習制度（初心運転者講習、若年運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習、高齢者講習）について、図表等を用いて解説すること。

8 被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響、運転者の社会的責任について再確認させ、安全運転意識の向上に資するような内容の被害者、加害者、被害者遺族等の手記を掲載すること。

9 安全運転 5 則

(1) 「安全運転 5 則」を記載すること。

- 安全速度を必ず守る
- カーブの手前でスピードを落とす
- 交差点では必ず安全を確かめる
- 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- 飲酒運転は絶対にしない

(2) 交通事故情勢等に応じたトピックスの記載

その時々交通情勢で自転車の通行モラル、事故の増加要因や交通弱者の保護に関するものなどを必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。」

(別表省略)

(別記様式省略)